

お客さま各位

飯田信用金庫

「夜間金庫規定」の一部改定のお知らせ

平素は飯田信用金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

この度、当金庫では下記内容にて「夜間金庫規定」を改定いたしますのでお知らせいたします。

なお、改定後の規定は本改定前よりご利用されているお客さまにも適用させていただきます。

今後も飯田信用金庫へのご厚情を賜りたくよろしくお願い申し上げます。

記

1. 改定日

令和6年10月1日（火）

2. 夜間金庫規定改定の新旧対比表

※下線箇所が改定となります。

改定前	改定後
<p>6. <u>使用料</u></p> <p>(1) 夜間金庫使用料は、当金庫の「手数料一覧」に示す所定の金額により1ヵ月分を後払いするものとし、毎月分を翌月10日（休日の場合は翌営業日）に借主が指定した預金口座から普通預金・総合口座通帳、同払戻請求書または小切手によらず払戻しのため使用料に充当します。</p> <p>(2) 新規契約時は契約日の属する月を1ヵ月とし、解約時は解約日の属する月を1ヵ月として使用料を支払ってください。</p>	<p>6. <u>利用手数料</u></p> <p>(1) 夜間金庫利用手数料は、当金庫の「手数料一覧」に示す所定の金額により1ヵ月分を後払いするものとし、毎月分を翌月10日（休日の場合は翌営業日）に借主が指定した預金口座から普通預金・総合口座通帳、同払戻請求書または小切手によらず払戻しのため利用手数料に充当します。</p> <p>(2) 新規契約時は契約日の属する月を1ヵ月とし、解約時は解約日の属する月を1ヵ月として利用手数料を支払ってください。</p> <p>【新設】 <u>(3) 利用手数料は諸般の情勢により変更することがあります。変更後の利用手数料は、変更日の翌月の支払日から適用します。</u></p>

3. その他

- ・令和6年10月1日（火）より、利用手数料が改定となります。
- ・利用手数料の改定内容につきましては、現在ご契約中のお客さまへは個別にご案内いたします。
- ・改定後の規定は、下記をご覧ください。

以上

夜間金庫規定



1. 夜間金庫利用契約の成立

当金庫は、お客さまからこの規定の取引に係る、当金庫所定の申込書の提出を受け、これを承諾したときは、当該取引に係る契約が成立したものとします。

2. 利用目的

この夜間金庫は、当金庫における本人名義の当座勘定、普通預金、その他の預金へ入金するため、窓口営業時間外に利用してください。

なお、当金庫における上記預金取引のない方はご利用いただけません。

3. 利用方法

(1) この夜間金庫を利用するときは、現金のほか預金に受入れることのできる証券類（以下「証券類」という。）を、当金庫所定の入金票および通帳等とともに当金庫所定の入金袋（以下「入金袋」という。）に入れ、その入金袋を施錠のうえ夜間金庫に投入してください。なお、入金票には氏名、口座番号、入金額、その他必要事項を記入してください。

(2) 入金袋を投入したのちは、夜間金庫の扉が閉じたことを確認のうえ、利用記録票を受け取ってください。

4. 預金への受入処理

(1) この夜間金庫に投入された入金袋内の現金・証券類は、翌営業日の営業開始後、当金庫所定の手続により確認のうえ、開袋の日付をもって指定の預金口座に受入れますので、遅滞なく受入金額を確認してください。

(2) 前項の取扱いにあたり、入金票に記載された金額が当金庫で確認した現金・証券類の金額と相違している場合には、預金への受入金額は当金庫で確認した金額によるものとします。この処理をしたうえは、当金庫はその責任を負いません。

5. 入金袋等の返却

入金袋ならびに通帳等は当金庫の受入手続終了後返却しますので、窓口営業期間中に来店のうえ受け取ってください。

6. 利用手数料

(1) 夜間金庫利用手数料は、当金庫の「手数料一覧」に示す所定の金額により1ヵ月分を後払いするものとし、毎月分を翌月10日（休日の場合は翌営業日）に借主が指定した預金口座から普通預金・総合口座通帳、同払戻請求書または小切手によらず払戻しのうえ利用手数料に充当します。

(2) 新規契約時は契約日の属する月を1ヵ月とし、解約時は解約日の属する月を1ヵ月として利用手数料を支払ってください。

(3) 利用手数料は諸般の情勢により変更することがあります。変更後の利用手数料は、変更日の翌月の支払日から適用します。

7. 鍵の保管等

(1) 投入口鍵は本人が保管し、その鍵を使用して夜間金庫扉の開閉を行ってください。

(2) 入金袋の鍵正副2個のうち、正鍵は本人が、副鍵は当金庫が保管し、入金袋の開閉に使用します。

8. 鍵、入金袋の喪失・き損

投入口鍵、入金袋および入金袋正鍵を失ったとき、またはき損したときは、直ちに書面によって当店に届出てください。なお、この場合、修理費、再製費または錠前等の取替えに要する費用を負担してください。

9. 損害の負担等

この夜間金庫の使用にあたり、災害、事変その他の不可効力による損害、投入口扉の不完全な閉扉、入金袋の不完全な施錠、その他当金庫の責めによらない事由により生じた損害については、当金庫は責任を負いません。また、この夜間金庫について、第2条に定める目的によらない利用が行われ損害が生じても、当金庫は責任を負いません。

10. 解約等

この契約は、本人または当金庫の都合によりいつでも一時中止または解約することができます。この場合には、投入口鍵、入金袋および入金袋正鍵を直ちに当店へ返却してください。

11. 譲渡・転貸等の禁止

この夜間金庫の利用権は譲渡・転貸または質入れすることはできません。なお、投入口鍵、入金袋、および入金袋正鍵についても同様とします。

12. 規定の準用

この規定に定めのない事項については、当金庫当座勘定規定、普通預金規定等の該当する預金規定により取扱います。

13. 規定の変更等

- (1) 本規定の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭掲示、当金庫ホームページおよびその他相当の方法で公表または通知することにより変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表または通知の際に定める1ヵ月以上の相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

以上